（削る）

３　船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

４　（略）

（削る）

５　日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第三項の届書には、ローマ字氏名届（様式第七号の三）を添えなければならない。

（裁定の請求）

第三十条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一の二～四　（略）

四の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の三～九　（略）

３～12　（略）

（裁定請求の特例）

第三十条の二　（略）

２　（略）

３　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

４・５　（略）

第三十条の三　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、基礎年金番号通知書その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

３・４　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十条の五　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

３　事業主は、第一項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、これを被保険者に返付しなければならない。

４　船舶所有者は、第六条の規定による申出を受けたときは、速やかに、同条の規定により提出された年金手帳に変更後の氏名を記載するとともに、次に掲げる事項を記載した届書を機構に提出しなければならない。

一～四　（略）

５　（略）

６　船舶所有者は、第四項の規定によつて年金手帳に変更後の氏名を記載したときは、速やかに、これを被保険者に返付しなければならない。

７　日本国籍を有しない被保険者に係る第一項又は第四項の届書には、ローマ字氏名届（様式第七号の三）を添えなければならない。

（裁定の請求）

第三十条　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

一の二～四　（略）

四の二　前項の規定により同項の請求書に配偶者の基礎年金番号を記載する者にあつては、配偶者の年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

四の三～九　（略）

３～12　（略）

（裁定請求の特例）

第三十条の二　（略）

２　（略）

３　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三・四　（略）

４・５　（略）

第三十条の三　（略）

２　前項の請求書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三　（略）

３・４　（略）

（支給停止解除の申請）

第三十条の五　（略）

２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

一　（略）